平成２４年（フ）第５２４号
神奈川県平塚市南豊田180番地の１
債務者　佐野　恵子
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２８号
新潟市北区松浜本町２丁目14番５号
債務者　高橋木工製作所こと　高橋　昭松
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２９号
新潟市北区西名目所4077番地42
債務者　高橋　　実
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字稲荷浦97番地
債務者　岡崎　明弘
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９３５号
京都市下京区下松屋町通花屋町下る突抜２丁目367番地
債務者　藤森　信夫
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３６号
京都市下京区下松屋町通花屋町下る突抜２丁目367番地
債務者　藤森　康栄
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７９号
京都市南区八条源町34番地２
債務者　金田徳次こと　金　　徳萬
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９８０号
京都市南区八条源町34番地２
債務者　金田君子こと　金　　君子
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９５号
京都市下京区高倉通四条下る高材木町218番地
債務者　梅原　玲子
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２０号
京都府宇治市小倉町山際78番地の12
債務者　無鳥　浩之
１　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
香川県高松市井口町１番地１　グランデ高松６階３号室、住民票上の住所香川県高松市鍛冶屋町４番地14
債務者　ブラウンこと　伊藤　光臣
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２１２号
香川県高松市井口町１番地１　グランデ高松６階３号室、住民票上の住所香川県高松市鍛冶屋町４番地14
債務者　伊藤　節子
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４７号
香川県高松市紙町419番地31　コート紙町Ⅸ203号室
債務者　木村　良夫（旧姓滝本）
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
香川県観音寺市植田町1365番地
債務者　三野　　誠
１　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１８５号
長野県松本市大字里山辺3765番地
債務者　渡辺　啓子
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６１０号
千葉県柏市西原４丁目13番18号　パールハイツ岡田101号
債務者　溝口　英樹
１　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
長崎県対馬市厳原町久田463番地２
債務者　船越　敏幸
１　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係